

管理 No.	f 049
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(在宅支援係 / 内線:2794)

根拠区分	法律・条例	
処分の名称	自立支援医療費の支給認定の取消	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
	根拠規定条項	法律第 57 条第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
	基準規定条項	法律第 57 条第 1 項(第 2 号を除く)
	処分基準	<p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項】</p> <p>(1)支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき</p> <p>(2)支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき</p> <p>(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 34 条で定めるとき</p>
	※裏面に続く	
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	聴聞	
本票の作成日	平成 29 年 2 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p>【その他基準法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 34 条・自立支援医療費の支給認定について(平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)